

相模原基署発 0530 第 2 号
令和 5 年 5 月 3 0 日

事業主 殿

相模原労働基準監督署長

社会福祉施設における働き方改革の推進、
一般労働条件の確保及び労働災害防止の取組のお願い

平素から労働基準行政の運営につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月に成立した働き方改革関連法に基づき、労働基準法などが改正され、時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得などが定められ、事業主におかれましては、これまで以上に労働基準関係法令の理解が不可欠となっております。

また、近年、社会福祉施設の事業場数は増加傾向にある中で、事業主における労働基準関係法令や雇用管理に関する理解が必ずしも十分でないために、労使トラブルに発展する事案も散見されております。

さらに、社会福祉施設においては、その作業態様から、転倒や腰痛といった労働災害が多発し、かつ、年々増加傾向になるなど、事業場における安全衛生の推進がより一層求められている状況となっております。

そこで、社会福祉施設における働き方改革の推進、一般労働条件の確保・改善及び労働災害防止を図っていただくため、社会福祉施設の事業主の皆様にごっていただきたいこと、又は取り組んでいただきたいことに関する厚生労働省が作成した資料などの URL を別紙のとおり一覧にまとめました。

つきましては、この機会に是非資料を確認し、理解を深めていただきますよう、お願い申し上げます。

相模原労働基準監督署

〒252 - 0236

相模原市中央区富士見 6 -10-10 相模原地方合同庁舎 4 階

【担当】

○働き方改革・一般労働条件関係・・・042-752-2051

○安全衛生関係・・・・・・・・・・・・042-861-8631